

第6号様式別表5の7記載の手引

1 この計算書の用途等

この計算書は、法第72条の2第1項第1号イ又は第3号イに掲げる法人が、地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）附則第8条第2項の規定により事業税額から控除しようとする場合に記載し、事務所又は事業所（以下「事務所等」といいます。）所在地の都道府県知事に、第6号様式、第6号様式（その2）又は第6号様式（その3）の申告書に併せて提出してください。

2 各欄の記載のしかた

欄 等	記 載 の し か た	留 意 事 項
1 「課税標準額」、「令和八年度分基準法人事業税額／令和九年度分基準法人事業税額」の「税率」、「税額（イ）」	(1) ①、⑥から⑩までの各欄には、第6号様式、第6号様式（その2）又は第6号様式（その3）の㉔、㉕から㉗までの各欄の金額をそれぞれの欄に記載します。 (2) ⑫の欄には、第6号様式別表5（法第72条の2第1項第3号に掲げる事業）の㉙の欄の金額を記載します。 (3) ⑬の欄には、第10号様式の分割基準を用いて、収入割と同様に⑫の欄から計算した金額を記載します。 (4) ⑭から⑰までの各欄には、第6号様式（その2）又は第6号様式（その3）の㉘から㉚までの各欄の金額をそれぞれの欄に記載します。	
2 「比較法人事業税額」の「税率」	それぞれ当該事業年度における法第72条の2第1項第1号ロ又は第3号ロに掲げる法人に適用される税率を記載します。また、標準税率以外の税率で課する都道府県に事務所等を有する法人が第6号様式、第6号様式（その2）又は第6号様式（その3）に添付する場合には、当該税率を記載します。	
3 「控除額㉚」	次に掲げる事業年度の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を記載します。当該金額に100円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が100円未満である場合には、当該端数金額又は当該金額を切り上げた金額を記載します。 (1) 令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間に開始する各事業年度 ㉚の欄の金額の3分の2に相当する金額 (2) 令和9年4月1日から令和10年3月31日までの間に開始する各事業年度 ㉚の欄の金額の3分の1に相当する金額	